

議案第 59 号

渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例

渋川市都市計画税条例（平成 18 年渋川市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 20 項を第 21 項とし、第 19 項を第 20 項とする。

附則第 18 項中「附則第 10 項及び第 12 項」を「附則第 11 項及び第 13 項」に、「附則第 10 項及び第 13 項」を「附則第 11 項及び第 14 項」に、「附則第 11 項、第 13 項及び第 14 項」を「附則第 12 項、第 14 項及び第 15 項」に、「附則第 13 項から第 15 項まで」を「附則第 14 項から第 16 項まで」に、「附則第 15 項」を「附則第 16 項」に、「附則第 16 項」を「附則第 17 項」に改め、同項を附則第 19 項とする。

附則第 17 項中「附則第 15 項」を「附則第 16 項」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項の前の見出しを削り、同項を附則第 17 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）」を付する。

附則中第 15 項を第 16 項とする。

附則第 14 項中「附則第 10 項」を「附則第 11 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項中「附則第 10 項」を「附則第 11 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項中「附則第 10 項」を「附則第 11 項」に改め、同項を附則第 13 項とし、附則中第 11 項を第 12 項とする。

附則第 10 項の前の見出しを削り、同項を附則第 11 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

- 9 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、
3分の1とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

澁川市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～8 (略) <u>(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)</u> 9 <u>法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、 3分の1とする。</u> (改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 10 (略) <u>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u> 11 (略) 12 (略) 13 <u>附則第11項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第11項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u> 14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第11項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」とい</p>	<p>附 則 1～8 (略) (改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 9 (略) <u>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u> 10 (略) 11 (略) 12 <u>附則第10項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第10項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第10項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」とい</p>

う。)とする。

15 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第11項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

16 （略）

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

17 （略）

18 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第16項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

19 附則第11項及び第13項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第11項及び第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項、第14項及び第15項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第14項から第16項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第16項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第17項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

20 （略）

21 （略）

う。)とする。

14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）

15 （略）

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

16 （略）

17 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第15項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

18 附則第10項及び第12項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第10項及び第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項、第13項及び第14項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第13項から第15項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第15項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第16項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

19 （略）

20 （略）